

企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携！

労働安全衛生法 クイックガイド2024

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2024

後藤博俊 著

A5判・392頁 定価4,840円(本体4,400円+税10%)



労働安全衛生法 クイックガイド2024

Industrial Safety and Health Act
Quick Guide 2024

後藤博俊
著

安全衛生管理の遵守事項を
一覧にまとめた決定版！

- 「一覧表形式だからひとめで重要なポイントがわかる。」
- 「労災を予防するためのポイント」 「よくあるQ&A」で要点が掴める！
- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー！

内容見本：2024年4月1日(一部資料あり)

第一法規

- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー！
- 労働安全衛生関連の法令毎に、労災を予防するためのポイント、法令の目的、法体系、告示、通達等を簡潔に掲載！
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理！
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説！

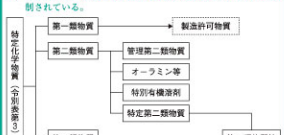
内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

16 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)

略称：特化則

- 特定化学物質の「事業者の責務」に述べられているように、化学物質による労働者のがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を予防するため、使用する物質の毒性の確認、代替物の使用、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康増進の徹底その他の必要な措置を講ずるとともに労働者の危険の防止の旨に反しない限り、化学物質にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めること。
- 特化則では、特定化学物質をおおまかに図のように分類して規制されている。



- 安業法第56条の製造許可物質(特化物の第一種物質)の製造は、プラントごと厚生労働大臣の許可となるが、当該物質の取扱いは、原則として労働者を閉鎖する施設、囲い方式の局所排気装置又はプッシュプル排気装置を設置して行うこと。
- 図に示したとおり、特定化学物質の第二種物質は、特定第二種物質、管理第二種物質、オーラミン等、特別な機油剤、特定第二種物質、第三種物質、第三種物質等
- 安業法第56条の製造許可物質(特化物の第一種物質)の製造は、プラントごと厚生労働大臣の許可となるが、当該物質の取扱いは、原則として労働者を閉鎖する施設、囲い方式の局所排気装置又はプッシュプル排気装置を設置して行うこと。
- 図に示したとおり、特定化学物質の第二種物質は、特定第二種物質、管理第二種物質、オーラミン等、特別な機油剤、特定第二種物質、第三種物質、第三種物質等
- 特定第二種物質及び管理第二種物質のガス、蒸気又は粉じんの発散する屋内作業場には、原則として発散源を閉鎖する設備、当該特定装置又はファンが局所排気装置を設け、(特別な機油剤)に関する設備の基準は有機剤が準用される。
- 特定化学物質の粉じん、排ガス処理、廃液処理は、法令に基づき確実に行うこと。
- 特定第一種物質及び第三種物質(特化物では「第三種物質等」という)を製造し、又は取り扱う設備(安業令第9条の3第2号により「特定化学設備」という)について、厳格な措置、適合部分漏れ防止措置等の漏れ防止のための設備の基準を遵守すること。
- 特定化学物質作業主任者を選任し、関係作業の指揮等定められた事項を確実に行うこと、特別有機剤に関する作業主任者は、有機剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があるから注意のこと。
- 法令に定められた定期自主検査、点検を確実に実施し、必要のある場合は直ちに補修等を行うこと。

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
特化則1条	事業者の責務(努力義務)	責務(努力義務)	化学物質による健康障害予防措置を講じ、化学物質にばく露される労働者の人数、期間、程度を最小限度にするよう努める。 次の業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については特化則を適用しない。 (1)下記①～③の業務(「特別有機溶剤業務」)以外の特別有機溶剤等(特化則2条1項3号の3)を製造し、又は取り扱う業務 ①クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う業務のうち特化則1条の2第1号(1)～(12)に掲げる業務(クロロホルム等を有機溶剤業務) ②エチルベンゼン及びメチルベンゼンを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う業務の業務(エチルベンゼン等有機溶剤業務) ③1,2-ジクロロプロパン及び1,2-ジクロロエタンを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う業務(上記の業務(1,2-ジクロロプロパン等有機溶剤業務)) (2)コバルト等を製造して取り扱う業務 (3)酸化プロピレン等を屋外においてタンク自動車等から設置タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) (4)酸化プロピレン等を貯蔵タンクから貯蔵容器に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) (5)三酸化アジメチル及び三酸化二ブチルを重量の1%含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、機油等にばく露された労働者を取り扱う業務 (6)ジメチルアミン及びジメチルエーテルを重量の1%含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらの蒸気、加工し、又は包装する業務以外の業務 (7)ナフタレン又はナフタレンを含有する製剤その他の物(以下「ナフタレン等」)を製造し、又は取り扱う業務のうち、下記①～③の業務 ①製成後のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備(密閉式の構造のものに限る。②において同じ)からの試料の採取の業務
特化則2条の2	特化則が適用されない業務	適用除外	
特化則2条の3	特化則が適用される業務	申請	
特化則3条	製造等を行う作業場の局所排気装置等の設置	設置	

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
特化則1条	事業者の責務(努力義務)	責務(努力義務)	① 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等タンク自動車等に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) ② 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務(①及び②に掲げる業務を除く) (8)リフラクトリーセラミックファイバーはフラスコリセラミックファイバーを含有する製剤その他の物(以下「フラスコリセラミックファイバー等」)を製造し、又は取り扱う業務のうち、パイプターにより固化された物その他のフラスコリセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の取扱、貯蔵、搬送等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く)
特化則2条の2	特化則が適用されない業務(例外)	適用除外(例外)	上記(1)～(8)の業務であっても、安業令第3条第2号の2、18号の2、18号の3、19号の4、20号の2～22号の4、23号の2に掲げる物又は特化則第1条第11号の2、第18号の2、第18号の3、第19号の3、第19号の4、第22号の2～22号の4、第23号の2、第27号(安業令第3条第2号の2、18号の2、18号の3、19号の3又は20号の2～22号の4)に掲げる物の製造、取扱業務に関する特化則4条及び5条の規定の適用については、特化則の規定が適用される。 【表1】 基準 化学物質管理の本業が一定以上であるとして所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業者は、その認定に関する特別規則(ここでは特定化学物質障害予防規則)について、設備の改造等の作業や健康診断実施員の認定等を含め、個別規制の適用が除外される。特別規則の適用物質の管理は、事業者による自律的な管理(リスクマネジメントに基づく管理)に委ねられる。 【表2】 特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書
特化則3条	製造等を行う作業場の局所排気装置等の設置	設置	次の作業場には、発散源を閉鎖する設備、局所排気装置又はファンが局所排気装置を設け、(特別な機油剤)に関する設備の基準は有機剤が準用される。 ①特定第二種物質を製造する事業場以外の事業場において特定第二種物質を取り扱う場合の当該物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場、有機剤第二種物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640